

## レンタルサービス約款

### 1. 本約款について

弊社サービス会員は、本約款に定めるところにより、弊社の運営するファッションレンタルショップ店舗から商品の貸出し(以下、「レンタル」といいます)を受けることができます。なお、本約款は、予告なく変更されることがありますが、変更前にレンタルした商品については変更前の約款が適用されます。

#### 1-2. レンタル契約の成立及び内容

会員またはその代理人が弊社が発行する予約・貸出伝票に署名し、商品を受領したときは、当該会員と弊社との間で、本約款及び同伝票に記載された内容によるファッションレンタル契約(以下、レンタル契約といいます)が成立します。会員及び弊社は、レンタル契約を遵守し、誠実に実行するものとします。

### 2. 営業時間、基本レンタルとその料金

- (1) 弊社の営業時間は土・日曜祝祭日及び弊社休業日を除く、月曜日から金曜日の午前10時から午後7時までとします。(借り入れは午後6時30分までにご来店ください)
- (2) レンタル契約成立の日(サービス会員が弊社店舗より商品を持ち出した日)から3泊4日の基本レンタル期間内(土・日曜祝祭日及び弊社休業日は含みません)に商品を返却される場合のレンタル料金(以下、「基本レンタル料金」といいます)は、商品付属タグに記載された金額の通りです。
- (3) お持ち出し当日の返却の場合は基本レンタル料金から50%割引となります。  
お持ち出し翌日の返却の場合は基本レンタル料金から20%割引となります。  
前払いにて基本料金のお支払いをお済ませいただきました場合、割引分の金額をキャッシュバックさせていただきますので、前払い時の領収書をご返却頂いた日から1週間以内にご持参ください。  
同期間内に領収書をお持ち頂けない場合はお断りさせていただきます。
- (4) 弊社営業時間外のご返却については、翌営業日のお取扱いとなりますのでご注意ください。

### 3. 延長料金

第1項の基本レンタル期間を超えて商品をレンタルされる場合は、下記に定める割合による延長料金を基本レンタル料金に加算してお支払いいただきます。

#### 記

延長1日目から5日目まで1日当たり基本レンタル料金の10%

延長6日目以降1日当たり基本料金の5%

### 4. 商品のご使用上の注意

- (1) 商品の所有権は弊社に帰属します。商品を弊社に無断で他に転貸・譲渡・質入れ等を行うことはおやめください。
- (2) 商品は会員自身または会員が責任をもって管理監督できる範囲の方のみ使用することができるものとします。
- (3) 商品の所有権以外の権利は、デザイナー、メーカーその他の第三者に帰属します。商品のご使用にあたっては、これらの第三者の権利を侵害することのないようご注意ください。

- (4) 商品を当該商品以外の商品もしくはサービス等の広告に用いる場合、または、商品をテレビ・映画・新聞・雑誌等の各種メディアに露出させる場合には、当該商品および当該商品を含む商品群が有するブランドイメージを毀損することのないようご注意ください。
- (5) 上記のほか、弊社ファッションレンタル店舗における特別の注意事項等を定めて会員に周知したときは遵守をお願いいたします。
- (6) 商品のご使用に関して会員または会員の関係者と第三者との間で生じた紛争について、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

#### 5. 商品の交換等

- (1) 商品の品質管理には万全を期しておりますが、商品をレンタルする際には、会員または代理人（以下、会員と代理人を総称して、「お客様」といいます）においても、汚れ・色落ち・破損等（以下、これらを総称して、「ダメージ等」といいます）がないか、よくお確かめください。レンタル契約成立後の商品の交換は、一切お受けできません。

#### 6. 返却未完了商品の売買予約

- (1) 会員が基本レンタル期間経過後60日（土日祝祭日及び弊社休業日を含みません）以内に商品を返却しない時は、会員によるご購入の意思表示と看做します。当該返却未完了の商品につき、レンタル基本料金の5倍の価格を売買代金とする売買契約を、会員との間で成立させることができるものとします。この場合、会員は、弊社に対し、基本レンタル料金及び延長料金（以下、これらを合わせて「レンタル料金」といいます）のお支払いに加えて、弊社指定の売買代金を一括して支払うものとします。
- (2) (1)の意思表示は、弊社が当該会員の登録申込書に記載されている住所、または登録後に変更の届出がなされた住所に宛てた通知書をもって行い、会員が同通知書を現実に受領したときはその時点で、受領しなかったときは発送から1週間が経過した時点で、会員に到達したものとみなします。
- (3) 会員は、(2)の通知書到達後といえども、直ちに返却未完了の商品を弊社に返却し、弊社がこれを異議なく受領したときは、売買代金の支払いを免れることができるものとします。

#### 7. 運送費等

商品の発送が必要な場合は、往復に要する日数もレンタル期間として計算します。なお、往復分の送料は、特段の事情のない限り、会員の負担となります。

#### 8. 商品の予約

- (1) お持ち出し日より何日前の持ち出し希望商品であっても、お持ち出し決定商品に限り、2日前より取り置き（以下、「予約」といいます）を承ります。
- (2) 会員において品番がお分りの商品については、店頭にお越しいただかなくとも、会員本人の電話、eメール、FAXまたはWEBサイトからのお申込みのみで予約することが可能です。但し、電話にてお受けできる予約は3点までとなります。3点を超える予約の場合は、必ずWEBサイト、FAXまたはeメールにてお願いいたします。
- (3) 予約されている商品をご指定のお持ち出し日以前にお持ち出しになることは可能ですが、該当商品がレンタルされている場合の責任は負いかねます。

#### 9. 予約商品のキャンセル

予約されている商品が不要になった場合、お持出しされる以前であればキャンセルすることができます。その場合はキャンセル料を基本料金の30%頂戴いたします。

#### 10. 予約商品の交換

予約中の商品は交換が可能です。その場合、キャンセルされる商品と同額もしくはそれ以上の金額の商品に限ります。なお、お持出しされた商品の交換は、一切お受けいたしません。

#### 11. クリーニング

商品が汚れた場合はそのままご返却ください。弊社においてクリーニングいたします。

クリーニングにかかる費用は会員の負担となります。なお、汚れだけでなく、強い匂い(タバコや香水)がついている場合もクリーニングが必要となります。

#### 12. レンタル後にダメージ・紛失などが生じた場合の措置

- (1) 商品のお持ち出し後、お客様または第三者において、商品価値を著しく損なう等のダメージ等を与えてしまった場合は、下記のとおりとなります。

#### 記

修理可能な場合 ⇒ レンタル料金とは別途、修理代金を頂戴いたします。

修理不可能な場合 ⇒ レンタル料金とは別途、弊社指定の買取価格にてお買い取りいただけます。

なお、スーツ品番商品の上下どちらかにダメージ等が生じ、お買い取りとなりました場合は上下セットにてお買い取りいただけます。トップス、ボトム単品でお持出しの場合も同様ですのでご注意ください。

- (2) 商品の紛失・盗難が発生した場合も同様、レンタル料金とは別途、弊社指定の買取価格にてお買い取りいただけます。

#### 13. レンタル料金等のお支払方法

- (1) レンタル料金、クリーニング及び修繕にかかる費用並びに返却不能商品の売買代金（以下、これらを総称して「レンタル料金等」といいます）は、伝票に記載された商品を全てご返却されたときに、一括してお支払いください。但し、入会後初めてレンタルをご利用になる会員、レンタル料金等の支払を1回でも遅滞したことのある会員、その他、弊社においてレンタル料金等の後払いが適当でないと判断した会員については、レンタル料金の全額を前金にてお支払いいただけます。
- (2) お支払いにつきましては、現金またはクレジットカード（VISA・マスター・AMEX・JCB）がご利用いただけます。

#### 14. レンタル料金等の支払遅延

- (1) 前項（1）号に係わらず、商品返却日の翌日から60日間（土・日曜祝祭日及び弊社休日を含みます）を遅延損害金の支払猶予期間とし、同期間内にレンタル料金等を全額支払った会員に対しては、遅延損害金の請求をいたしません。
- (2) 前号の遅延損害金の支払猶予期間を経過しても、レンタル料金等の全部または一部をお支払いいただけない会員には、契約違反として次項に定めるペナルティが課されるほか、未払いのレンタル料金等に加えて、商品返却日から支払い済み

まで年14.6%の割合による遅延損害金（1年に満たない場合は日割り計算をします）を別途お支払いいただきます。

#### 15. 規約違反のペナルティ

- (1) 本約款に違反した会員に対しては、弊社の運営するファッションレンタルショップにおいて、原則1年間、以下何れかのペナルティを適用します。
  - ア 基本レンタル料金の全額の前払い
  - イ 当日返却・翌日返却によるキャッシュバックの不適用
  - ウ 前項（1）号に定める遅延損害金支払猶予期間の短縮
  - エ 取引の停止
- (2) 前号のペナルティは、レンタル料金等及び遅延損害金の全額をお支払いいただいた場合でも、弊社において、当該会員にレンタル料金等の不払いまたは本規約違反のおそれがなくなると判断するまで適用され続けます。

#### 16. 損害賠償額の範囲・免責

弊社が本約款に違反し、またはレンタル契約の履行を怠り、会員に損害を生じたときは、会員自身に直接生じた損害をその全損害とみなし、これを賠償するものとします。この会員の損害には、逸失利益、派生的損害及び間接損害は含まれません。また、弊社が会員に賠償する額は、事故等があったレンタル契約にかかる商品の基本レンタル料金を上限とし、万一、会員にこれを超える額の損害が生じていた場合でも、弊社は免責されるものとします。

#### 17. 約款及び本サービスの変更及び廃止

弊社は、予告なく本約款及び本サービスの内容を変更し、または廃止することがあります。本約款に変更があったときは、変更後の注文から新約款が適用されます。

#### 18. 準拠法及び専属合意管轄

本約款及び本サービスは日本法に準拠します。本約款及び本サービスに関し、会員と弊社との間で紛争が生じたときは、弊社が指定する裁判所を専属管轄裁判所といたします。